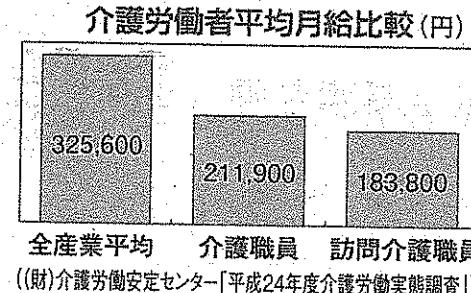


介護保険

改悪ストップ Q A

Q 介護職員はどうなる？

今回の改定制度見直し案は介護事業者の経営を悪化させるだけでなく、介護職員にも大打撃を与えます。



訪問・通所介護をボランティアなどに任せたため、既存の事業者は利用者が減ってしまい、単価も「現在の報酬以下」と

しているので収益が下がることは必至で、賃金や労働条件が引き下げられかねません。

介護職員の低賃金が問題となり、2009年から介護職員処遇改善交付金が支給され、12年からは介護報酬に組み込まれました。介護保険部会の意見書は「事業者の経営実態が改善していること踏まえ、事業者のさらなる自助努力を求めていく」と、さらなる報酬引き上げには首を向けています。

現在の介護労働者の平均月収は21万円。訪問介護職員はさらに低く、18万円と全産業平均の32万円を大きく下回っています。

これまで生活援助の基準時間が60分から45分に縮減され、介護報酬が引き下げられた結果、「時間が足りずサービスをやり切れない」「利用者との会話もできずに、変化にも気づきにくい」など「細切れ・駆け足」介護を迫られてきました。今度はサービス内容も自治体任せで切り下げ、専門職員をボランティアなどに置き換えられるもので、介護労働者としての誇りややりがいも否定するものです。(つづく)

A 人材増えず、賃下げも

すでに必要とされる介護職を100万人増やすとしていますが、これでは増える保証はありません。

特別養護老人ホームでも、地方では「夜勤専任」の職員まで生まれるなど、人材不足による過酷な労働実態が広がっています。これが「中重度」者ばかりになれば、職員の負担はいつそう重くなるばかりです。